

2017年 2月 1日

吹田市長 後藤 圭二 様

障がい者グループホームにおけるスプリンクラー設置等に関する対応策を求める意見書  
(案)

吹田市障がい者施策推進委員会  
委員長 近藤 吉徳

平成25年2月に発生した高齢者グループホーム火災を受けた「消防法施行令の一部を改正する省令(平成25年総務省令第126号)」「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令(平成25年総務省令第127号)」により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置に関する基準が見直され、障がい者グループホーム(以下「グループホーム」という。)などの障がい者施設等についても従来の面積要件が撤廃され原則としてスプリンクラー設備の設置が義務付けられました。

消防法施行令による用途区分が「6項ロ」となる障害支援区分4以上の入居者が概ね8割を超えるグループホームや「16項イ」とみなされるグループホームのある共同住宅は、スプリンクラー設備等の設置が必要となります。

既存のグループホームに対する猶予期間(平成30年3月末まで)が設けられていますが、その期間も残すところ1年余りとなっています。

大阪府内では、430事業所以上・約1,500戸(約6,000人)のグループホームが運営されていますが、そのうち90%近くを賃貸住宅が占め、府営住宅が600戸近くとなっています。

大阪府内でスプリンクラー設備が必要となる「6項ロ」が占める割合は431件(約35%)で、全国平均1,752件(約11.4%)の3倍強と高い状況になっています。

しかし、既存の戸建住宅や共同住宅を利用した小規模なグループホームでは、スプリンクラー設備の設置が困難な場合も多く、このままではグループホームとしての継続が困難となり、入居者の生活の場が失われることになりかねません。

グループホームは、障がいのある人が家庭的な雰囲気のもとで普通の暮らしをするための「住まいの場」であり、地域での生活を送るために重要な役割を果たしています。消防法令では「社会福祉施設」として取り扱われていますが、その入居者数や設備構造等は「住宅」と何ら変わりがありません。

大阪府が平成27年12月にスプリンクラー設備の設置を必要としない要件の見直し及び拡大について消防庁に要望したところ、消防庁からは消防法施行令第32条の規定の適用により各自治体消防の判断で要件緩和が可能と回答がありました。一部の自治体消防では、同条の規定を適用した緩和策が実施されているものの、府内自治体消防の対応には大きな差があります。

「第4期吹田市障がい者計画」（2015年度～2017年度）では、グループホームの整備拡充を重点課題と位置付け、282人（2014年度）の利用者を540人（2017年度）に増やすことを目標としています。家族の高齢化が加速する中で、グループホームの拡充は、まさに喫緊の課題です。

しかし、グループホームの新規開設には、スプリンクラー設備の設置が必要となることから、従来のように既存の戸建住宅や共同住宅を活用した開設が困難となり、グループホーム用の住宅を建設しなければなりません。

また、既存のグループホームについてもスプリンクラー設備の設置が出来なければグループホームとしての継続が困難となり、グループホームの拡充どころか減少してしまうという事態を招きかねません。

さらに現在は、障害支援区分4以上の入居者の割合が少なくても、利用者の高齢化・重度化により「6項口」となり、スプリンクラー設備の設置が必要となるグループホームが増加していくことが予想される中、設備を設置できなければ、当該利用者が退去せざるを得ない状況も生じかねません。

グループホームの火災安全対策は当然必要ですが、必要以上の安全性を求めることで障害のある人たちが住まいを失うことは本末転倒です。

当委員会は、「第4期吹田市障がい福祉計画」による基盤整備を推進し、障がいのある人の地域生活を推進していく立場から、吹田市においてグループホームにおける実現可能な安全対策をもってスプリンクラー設置を免除することや、スプリンクラー設置等費用に対する補助など、グループホームを存続・拡充していくための積極的な対応・対策を講じていただくよう意見申し上げます。

## 記

1. 2016年8月3日に当委員会が答申した「第4期障がい福祉計画の推進について」において提案した「グループホームスプリンクラー設置補助事業」を直ちに具体化すること。また、「障がい福祉サービス事業所立上げ支援事業」の「新築マッチング支援」を具体化するとともに、グループホーム用住宅に対する建設費補助制度の創設など、グループホームの新規開設を推進する施策を講じること。
2. 行政・消防・グループホーム関係者による協議を行い、消防法施行令第32条の適用による要件緩和を行うこと。
3. 建物の状況や家主の許可が得られないなどによりスプリンクラー設備の設置が困難なグループホームに対して、移転費用の補助や不動産業者等との連携によりグループホーム用住宅を斡旋するなど、必要な対応を行うこと。

以上